

十九 二一	八 七 六 五 四	三 二 一	条件 平成 件等 令第 国債 第三 省告 等に 第八 月十 第六 条第 十四 号				
の経利行 払過価 込利子 み子率格 額各・金 加募一額 え集バ百 、取一円 次扱セに の機ント 算関トき 式は百日 に、円 よ払込 算金	発発 行 行 単 位  (+)年額 額 ○面成 るの記替 に各・金 二。整載法 万六面に 円億金よ 千額る扱 七で發機 十百行 八六 万億 千二 八百 百三十 四十 十万 円額	振額最 低込額 面金額 法	払發行 行 方 額 法	用振の 等替條 項及の の適	法發行 行 及び そ拠	名稱 及び 記	条件 平成 件等 令第 国債 第三 省告 等に 第八 月十 第六 条第 十四 号
額 ○面成 るの記替 に各・金 二。整載法 万六面に 円億金よ 千額る扱 七で發機 十百行 八六 万億 千二 八百 百三十 四十 十万 円額	五百額い募 万六面に集 円億金よ取 千額る扱 七で發機 十百行 八六 万億 千二 八百 百三十 四十 十万 円額	振の以 替適下 機用「振 機を受 日本銀 による募 とす。そ の規定	律社 債、株 式等の振 替法」 は受け 本銀行 とし、そ の規定	九特 別六付 法会回 法律計 に債券 二関す 十三年 法律第 七十五 号。	利付 利付 債券 庫債券 に債券 (二年) 三年)、 法律第 七十五 号。	利付 利付 債券 庫債券 債券 大臣 大臣 (二年) 三年)、 法律第 七十五 号。	○財 務省 令第 三十一 号。第 三百三 十。



十  
八  
十  
七  
十  
六  
五

払  
込  
期  
日  
払  
場  
所  
支  
元  
利  
金  
額  
償  
還  
金  
限

平  
成  
二  
十  
六  
年  
二  
月  
十  
日  
日  
額  
本  
銀  
行  
百  
円  
に  
つ  
き  
百  
円  
利  
子  
二  
十  
八  
年  
う  
一  
月  
十  
五  
日